

島田市役所新庁舎竣工式等開催業務委託仕様書（案）

1 業務名称

島田市役所新庁舎竣工式等開催業務委託

2 業務目的

当市は、令和5年7月中に新庁舎の竣工を予定しており、多くの関係者と新庁舎の完成を祝うとともに、新庁舎を市民に広く披露することを目的として、竣工式及び内覧会並びに開庁式を開催する。これらの式典等を安全かつ円滑に実施するため、式典等の企画及び運営、事前準備（案内状の作成等）、会場の準備並びに設営及び撤去、関係資料の作成等の業務を委託するものである。

3 履行期間

契約日の翌日から令和5年10月15日まで

4 履行場所

島田市役所（島田市中心1番の1）

5 式典等の概要

(1) 竣工式・竣工式出席者向け内覧会

①日時

令和5年9月24日（日）午前10時00分～午前11時30分（予定）

②場所

新庁舎1階 ロビー（着座形式）（予定）

③出席者

約100名程度を予定（今後の調整により増減の可能性あり）

④内容

ア 竣工式（約30分）

式典行事として、市長・関係者挨拶、来賓祝辞、祝電紹介、感謝状贈呈、新庁舎紹介動画の上映（3～5分程度）、くす玉割りを実施する。（予定）

※くす玉割りは正面玄関等に移動して実施する。その後、建物外部に移動し、航空自衛隊静浜基地による祝賀飛行を観覧する。（予定）祝賀飛行の実施については協議済であるが、詳細については発注者に確認の上、式典行事の進行と調整を行うこと。

イ 竣工式出席者向け内覧会（約1時間）

式典終了後に実施する。内覧するフロアは、1階、2階の執務室、議場、会議室等とする。（予定）

(2) 招待者向け内覧会

①日時

令和5年9月24日（日）午後1時00分～午後2時00分（予定）

②内容

内覧するフロアは、竣工式出席者向け内覧会と同様

③参加者

約100名程度を想定（今後の調整により増減の可能性あり）

(3) 市民向け内覧会

①日時

令和5年9月24日（日）午後2時00分～午後4時00分（予定）

②内容

内覧するフロアは、竣工式出席者向け内覧会と同様

③参加者

一般開放する予定のため人数の制限なし

(4) 開庁式

①日時

令和5年10月10日（火）午前8時20分～8時30分（予定）

②場所

新庁舎正面玄関前 又は 1階ロビー

③出席者

約30名程度

④内容

市長・関係者挨拶、テープカット

6 業務内容

式典等の運営に当たり、以下のとおり業務を行うものとする。ただし、詳細は協議の上決定する。

(1) 式典等の運営・進行管理（各種計画・資料作成・必要資材等の手配）

①式典等次第内容の作成支援

②式典で実施する行事（竣工式典はくす玉割り、開庁式はテープカット）の手配

③会場の全体レイアウトを記載した会場計画の作成

（装飾、招待者の動線、駐車場の入出庫管理を含めた車両誘導計画等）

④式典等のシナリオ・司会台本の作成を行い、式典前日までに進行確認を実施すること

⑤式典・内覧会の運営マニュアル作成

（竣工式・内覧会（竣工式出席者・招待者・市民向けの各回）の受付方法、順路、人員整理や入場制限の方法、エレベーター等の動線等や各役割における当日の動きがわかるもの）

⑥式典（竣工式及び開庁式）司会の手配

⑦竣工式、内覧会（竣工式出席者・招待者・市民向けの各回）における場内の車両誘導員、警備員の人員配置計画書の作成及び必要な人員の手配

⑧式典等の開催に係る必要備品等の手配

(2) 会場設営・管理

①看板等の作成、設置

- ア 敷地内外の複数箇所に設置する式典会場や駐車場等への誘導経路を明示した看板
- イ 席次表、席札等、会場内で必要となる消耗品等
- ウ 内覧会の通路案内サイン
- エ 内覧会の通路等誘導案内マップのデザイン、作成、印刷

②会場等設営

- ア 式典会場の設営、幕やステージ上看板の手配及び設置
- イ ベルトパーテーション等の手配及び設置
- ウ 招待者荷物用クロークの設営、番号札等の手配
- エ 招待者用リボン等の手配

(3) 竣工式及び内覧会招待者への案内状の作成、発送

案内状とともに、出欠確認の返信用はがき、会場図、駐車場案内図等の作成・発送を行うこと

(4) 記念品の手配

発注者と協議の上、次の記念品を作成・手配すること

※記念品の内容及び数量等については、受託事業者の提出した企画提案書の内容に基づき、当市と受託事業者の協議の上、定めることとします。

(5) リーフレット（電子データ）の作成

新庁舎の機能や階層別の配置構成等、建物の概要を周知・広報するためのリーフレット（A3版3つ折り1枚程度・カラー・両面刷り）の印刷用電子データを作成すること（※印刷は、本市が別途行う。）

(6) 新庁舎紹介動画（3～5分程度）の作成

竣工式において上映する新庁舎の紹介動画を作成すること

7 その他

- (1) 本仕様書は、業務委託条件の大要を示すものであり、ここに記載のない事項であっても、委託業務に付随して当然必要と認められるものについては、委託料の範囲内で実施すること。
- (2) 契約後、本仕様書に定めのないことについて疑義が生じた場合は、契約者両者が協議して決めるものとする。
- (3) 契約後、本仕様書の内容に変更が生じた場合、契約者両者が協議して決めるものとする。
- (4) 印刷物又は写真等の資料を引用する必要がある場合は、受注者の責任において著作権者の了解を得るものとする。
- (5) 作成した成果品の権利は、本市に帰属するものとする。
- (6) 感染症等の社会情勢の変化により、内容に変更が生じる場合や中止となる場合には、発注者と本業務委託に係る内容や契約金額等について再度協議を行い、変

更契約等の手続を行うものとする。

8 成果品

- (1) 式次第
- (2) 式典シナリオ
- (3) リーフレットの電子データ
- (4) 新庁舎紹介動画の電子データ
- (5) 記念品（※内容及び数量等については、協議の上、決定する。）